

Q&A

活動森林

問番号	問	答
森-0001	もともと森林ではありませんでしたが、長年放棄された結果、森林化してしまった土地があります。イノシシやシカ等の野生動物の隠れ家となってしまう、近隣の農地や生活環境に影響が出ているのですが、本交付金の対象となりますか。	基本的にはそれぞれの土地の地目や用途によって判断されます。 本交付金で対象としている「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹又は、その土地の状態から社会通念上立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地を指しますが、この場合、単に現況として木竹が集団して生育しているだけでなく、面積的に一定の広がりをもって、長期的に木竹の集団的な生育の用に供される土地である必要があります。 このため、地目が田や畑となっている土地は、関係法制度に基づいて農地とされた土地ですので、原則として対象外です。ただし、当該市町村の農業委員会が非農地証明を発行した土地であれば、本交付金の対象となりますので、発行された非農地証明を申請時に提出してください。非農地証明の発行に係る手続きの詳細は、当該土地のある市町村の農業委員会に相談してください。ただし、当該土地が、既に森林法第5条に基づく地域森林計画の対象森林（「地域森林計画対象民有林」といいます。）となっている場合は、非農地証明は省略して差し支えありません。地域森林計画対象民有林に位置付けられているかは、森林のある市町村や都道府県又はその出先機関の林務担当部署に相談して確認してください。 その他、宅地や墓地、河川区域についても、関係法制度に基づきそれぞれの用に供される土地とされていることから原則として本交付金の対象外です。
森-0002	活動したい森林が地方公共団体が所有する森林なのですが、本交付金の対象となりますか。	都道府県や市町村が所有する森林でも、協定を締結すれば交付金の対象となります。
森-0003	活動したい森林が森林経営計画が策定されている森林だったのですが、対象になるでしょうか。	基本的には対象外ですが、機能強化メニューでは対象となる場合があります。具体的には以下のとおりです。 【メインメニューの場合】森林経営計画が策定されている森林は全て対象外です。 【機能強化の場合】メインメニューを効率的に実施するために必要な場合に限り、森林経営計画が策定されている森林内での歩道・作業道等の作設・改修も対象となります。ただし実施に際して樹木の伐採を伴う場合は、事前に森林経営計画の変更の手続きが必要となりますので注意してください。 ※ 森林経営計画が策定された森林は、他の国庫補助（森林環境保全直接支援事業（造林補助）、森林整備地域活動支援交付金）の支援措置が設けられています

		ので、森林経営計画が策定された森林は、まずはその国庫補助による支援を受けることを考えてください。
森-0004	同じ年度に同じ森林で本交付金と他の補助事業を行うことはできますか。	補助事業の実施主体によって変わります。 【国の補助の場合】他の補助事業を行う場合は、本交付金は対象外となります。 【都道府県・市町村の補助の場合】都道府県や市町村が本交付金と連携して地方単独事業で行う補助であれば、重複して実施しても本交付金の対象となります。ただし実際に対象とするか否かは、各活動組織の活動計画等を踏まえて各地域協議会によって判断されますので、地域協議会に御確認ください。
森-0005	過去に他の補助事業を実施した森林で本交付金の活動を行うことはできますか。	同じ森林であっても、同じ年度でなければ本交付金としては交付対象となります。ただし過去に実施した補助事業が、事業終了後一定の期間は他の補助事業を制限している場合もあります。また、二重補助になる場合や過去の事業の効果を減ずる活動であれば交付対象にはできません。また、過去に実施した補助事業の要綱・要領を十分に確認するようお願いいたします。
森-0006	活動したい森林があるのですが、森林所有者が分かりません。森林所有者が分からない森林でも交付対象となりますか。	森林所有者が分からず協定締結ができない場合は対象外です。
森-0007	活動したい森林の森林所有者を知るためにはどのような方法がありますか。	一般的に土地の所有者を把握する方法としては登記事項証明書を入手する方法が考えられますが、これだけでは森林所有者との協定締結までたどり着くことは難しいことが多いため、市町村の林務担当部署に御相談いただくか、地元の森林組合等に御相談ください。
森-0008	活動期間内に森林経営計画が策定されました。本交付金の対象となりますか。	森林経営計画の計画期間の開始日の前までは対象となります。開始日以降は本交付金の対象外です。開始日以降の活動について、既に交付金を交付していた場合は返還が必要になります。御注意いただくとともに、もしそういったことがあれば、地域協議会に御相談ください。 なお、活動したい森林に森林経営計画を策定する動きがあるかについては、協定締結時や更新時に、森林所有者や、森林組合等に確認するようお願いいたします。「森林の経営の委託を受けた者」が森林経営計画を策定する場合もあり、この場合は森林所有者が森林経営計画の策定を把握していないケースも想定されますので、森林の経営を委託した者がいるかどうかについても、協定締結時等に確認するようお願いいたします。
森-0009	地域活動型(竹林資源活用)を3か年度実施したあとに、地域活動型(森林資源活用)を実施することはできますか。	原則として、「地域活動型」として最大3か年度までの実施となります。
森-0010	優先的に採択することができるとされる、「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に定める「「地域別農業振興計画」に位置付けられた活動のうち農地等の維持保全にも資すると認められるもの」とは、具体的にはどのような取組を想定していますか。	農地と近接する里山林等で実施する ①森林を維持管理するための整備活動 ②森林資源を農業用資材や施肥原料等へ利活用する活動 ③鳥獣害防止柵の設置・維持管理活動 などの活動を想定しています。

森-0011	優先的に採択することができるとされている「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け)(12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知)第4の1又は第4の3に定める「林地化が行われた森林で行う活動」とは、具体的にはどのような取組ですか。	中山間地域等直接支払交付金により荒廃農地等を林地化する取り組みが行われ、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きが終了している森林での活動です。なお、過去に同交付金により林地化された箇所であれば、その林地化が実施された年度は問いません。
森-0012	「農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)実施要領」に定める「計画的な植林が行われた森林で行う活動」とは、具体的にどのような取組を想定していますか。	最適土地利用総合対策により計画的な植林が行われ、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きが終了している森林で行う活動が対象となります。なお、過去に同交付金により植林された箇所であれば、その植林が実施された年度は問いません。

活動組織

問番号	問	答
組-0001	既に他の補助金を受けていますが、本交付金を申請することはできますか。	【国の補助金の場合】 基本的には、同一年度・同一の森林について、国の他の交付金等と二重に交付を受けることはできないため、申請できません。 【都道府県・市町村・その他民間団体の補助金の場合】 申請できます。ただし、本交付金の収入・支出とは明確に分けてください(区分経理)。 ※都道府県、市町村の補助事業等との併用については、各自治体の定める基準に従ってください。

メインメニュー

問番号	問	答
メ-0001	関係人口創出・維持の条件について、要領上は10名以上となっています。「地域外関係者2名以上が参加する活動を年5回以上行う」ということでも10名以上になるとは思いますが、交付対象になりますか。	交付対象外です。関係人口創出・維持の条件は、「地域外関係者10名以上が参加する活動を年1回以上行う」又は「地域外関係者5名以上が参加する活動を年2回以上行う」のいずれかです。

メ-0002	地域活動型(森林資源活用)のメニューで皆伐や間伐をしてもよいですか。	皆伐・間伐とも実施できますが、手続・条件がありますので、注意してください。以下、森林所有者との調整が済んでいる前提で回答します。 ①手続 ・保安林の場合は都道府県の担当部署に御相談ください。なお、手続には相当の時間がかかることが考えられます。また、場所によっては許可が出ない場合もあることに注意してください。 ・地域森林計画対象の民有林の場合は、伐採開始日の30～90日前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。手続について事前に、活動森林のある市町村の林務担当窓口にご相談してください。 ②条件 ・皆伐の条件は以下のとおりです。ただしどちらの場合も更新が前提ですので、伐採後の更新方法を活動計画に明記した上で実施してください。 ①群状伐採:1伐区1ha未満とし、周囲に幅20m以上の保存帯を設けること。 ②帯状伐採:伐採幅は主伐木の平均樹高の2倍以内とし、幅20m以上の保存帯を設けること。 ※上記①、②の要件を担保するため、保存帯の確保等、隣接する森林所有者との合意形成が必要な場合があるので注意してください。 ・間伐については、伐倒木を林内に残置することも差し支えありませんが、できる限り搬出したり、林内で有効活用する等を検討してください。
メ-0003	地域活動型(竹林資源活用)の対象となる竹林は、どのような竹林ですか。	基本的にはモウソウチク、ハチク、マダケその他の竹及びクマザサ、チシマザサその他のササが相当の密度で一面に生育している竹林が対象となりますが、現地の状況を踏まえて判断されます。 ※前提として、面積的に一定の広がりをもって、長期的に木竹の集団的な生育の用に供される土地であり、森林経営計画が策定されていない必要があります。 なお、農地や墓地、河川区域等、関係法制度に基づき、木竹の生育とは異なる用途に供されることになっている土地についても対象となりませんので、注意してください。
メ-0004	活動森林における有用植物の採取は交付対象となりますか。	繊維原料(シュロ皮、ミツマタ、コウゾ、竹皮等)、塗料・染料(ウルシ、木ロウ、ヌルデ等)、薬用植物(クマザサ・クロモジ・ゲンノショウコ・キハダ皮・オウレン等)、その他花木(サカキ、シキミ等)等について、枝葉や実、樹液等の採取は交付対象となります。
メ-0005	伐倒木を活動森林から利用する場所まで運びたいが、どこまでが交付対象になるでしょうか。 (例1)活動森林【玉切りした丸太】→市場 (例2)活動森林【玉切りした丸太】→活動森林内の作業場所(土場)【薪】→直売所	活動組織自らが利用する場所まで運ぶ際に必要となる人件費及び燃油代が交付対象です。ただし加工する場合は、活動組織自らが一次加工する場所まで運ぶ際にかかる経費が交付対象ですので、示した例の場合は以下ようになります。 (例1)活動森林【玉切りした丸太】→市場 ・「→」の部分(市場まで丸太を運ぶ)が対象。

		(例2)活動森林【玉切りした丸太】→活動森林内の作業場所(土場)【薪】⇒直売所 ・「→」の部分(土場まで丸太を運ぶ)が対象、 ・「⇒」の部分(薪を直売所まで運ぶ)が対象外です。 なお、原則として、交付対象となる範囲は、同じ都道府県内の一般道による運搬に限りますが、以下に該当すると地域協議会が認めるものは交付対象となります。 ・搬出先が都道府県境をまたぐが、活動森林の所在する市町村の隣接市町村である場合の人件費及び燃油代 ・地域事情等を踏まえ交通安全等を考慮した結果、高速道路及び有料道路を使うことが妥当である場合の通行料
メ-0006	要領の活動内容欄に記載されている活動の一つでも行えば、交付対象となるか。	単独では対象とならないものもあるので注意してください。例えば、各種講習やモニタリング調査、森林調査・見回り、機能強化の森林調査・見回りは、単独では対象外です。
メ-0007	安全講習や森林施業技術の向上の講習を毎年1回以上実施することになっています。講習の要件等はどうなっていますか。	安全講習や森林施業技術の向上の講習の要件等については、次のようなものがあります。 ①地域活動型については、安全講習と森林施業技術の講習はどちらか一方を毎年1回以上実施すること。なお、複業実践型については、安全講習を毎年1回以上実施すること。 ②講習には、原則として活動に参加する全ての構成員が参加すること。 ③当日参加できなかった構成員に対しても、後日、必ず講習を実施すること。 ④講師は外部から招へいしても、内部で確保しても、どちらでも構わない。 ⑤内部で講師を確保する場合に、内部講師予定の構成員が外部講習に参加して、その内容を他の構成員に伝達する研修も認めます。
メ-0008	活動はどの程度行えばよいでしょうか。	森林や地域事情、活動組織の目標林型等によって定まりますので、一概に活動の量をお示しすることはしません。
メ-0009	関係人口創出・維持メニューではどのような活動が交付対象ですか。また要件はありますか。	関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て効果的に里山林の整備・活用に取り組むことを支援するメニューです。活動組織と地域外関係者との間での活動内容の調整、地域外関係者を受け入れるための作業、現地の環境整備、活動する地域外関係者の傷害保険料などが対象となります。 このメニューは「地域外関係者10名以上が参加する活動を年1回以上行う」又は「地域外関係者5名以上が参加する活動を年2回以上行う」のいずれかに該当する活動に対して交付対象となります。
メ-0010	複業実践型の要件のうち、「法人格の保有」について、基本的には採択申請書に記載された法人番号により確認されるものと思いますが、採択申請時点では法人格の登記申請済みであるがまだ取得まで至っていない場	概ねそのイメージです。なお添付する資料について、事務処理の煩雑さも考慮し、申請者の事実関係が判断できるものであれば、申請書類の一部のみの添付でも差し支えありません。

	合は、どのような書類を添付すれば認められるでしょうか。	
メー0011	複業実践型における安全衛生装備の定額支援について、対象となるものを教えてください。	複業実践型における安全衛生装備の定額支援の対象は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号、基発0131第1号令和2年1月31日改正)の「4 保護具等」に示された安全衛生装備(労働者の下肢の保護衣、手袋、安全靴、保護帽等)です。
メー0012	地域活動型における資源活用の取組として、木材や特用林産物だけでなく、枝条や落葉などを農業用資材の原料として利用することも、素材としての利用として認められますか。	認められます。
メー0013	複業実践型で、間伐木を搬出せず、林内に残してもよいですか。	0.1haを超える区域で間伐木を林内に残す場合は、当該区域は地域活動型として採択してください。
メー0014	複業実践型の数値目標について、本数間伐率で2割を目安とするとのことですが、材積間伐率を目標としてもよいですか。	差し支えありません。ただし、材積間伐率の数値目標を設定する際は、本数間伐率で2割と同程度になるよう配慮願います。
メー0015	複業実践型の要件のうち、「70日以上」の要件について、1日の作業時間に定めはありますか。	複業実践型は、「複業の実践」という趣旨に照らし、終日もしくは1日当たり数時間程度従事することを想定して事業化しております。「70日」にカウントする作業日ごとの作業時間の下限は特に定めませんが、目標の確実な達成や構成員における複業の従事状況(本交付金による活動以外の業務の従事状況)を踏まえ活動組織において設定してください。なお対象となる作業は森林整備のほか、活用に係る現場での実作業も含まれます。複業実践型において、要件に満たない場合は返還を求めることになりますので、十分に注意するよう指導願います。
メー0016	複業実践型の要件を満たせなかった場合の罰則等がありますか。	複業実践型において、要件に満たない場合、既に概算払がなされていれば、交付金の返還を求めることとなります。
メー0017	複業実践型で安全衛生装備の定額支援について詳しく教えてください。	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号、基発0131第1号令和2年1月31日改正)の「4 保護具等」に示された安全衛生装備(労働者の下肢の保護衣、手袋、安全靴、保護帽等)の購入費用について、定額(10/10)で支援します。
メー0018	関係人口について、年5回×2人＝10名の地域外関係者が参加するような場合は対象となりますか？	交付対象外です。関係人口創出・維持の条件は、「地域外関係者10名以上が参加する活動を年1回以上行う」又は「地域外関係者5名以上が参加する活動を年2回以上行う」のいずれかです。
メー0019	複業実践型の要件のうち、構成員平均で年間70日以上活動していることが条件となっているが、活動日数を把握する方法を教えてください。	業務日誌等に記録していただき、年間活動日数を確認してください。
メー0020	地域活動型で、令和6年度から継続して活動する場合に限り資源活用の取組として「空間利用」も実績として認めるとのことですが、「空間利用」の実行主体と活動組織は同一である必要はあるか。	空間利用の実行主体は活動組織と同一である必要はありません。例えば、整備を行った活動森林を、別の団体が開催する森林環境教育イベントの会場として提供す

		るといったことでも「空間利用」の実績として差し支えありません。
メ-0021	地域活動型で、「素材としての利用」として認められるケースにはどのようなものがありますか。	活動森林で得た丸太や竹を木材・竹材として土木・建築・園芸資材として利用することや、薪や木炭・竹炭に加工して熱源に利用すること、木炭・竹炭・落葉を農業資材等として利用すること、採取した特用林産物を食材として利用すること、枝条等を法面や地表面保護に利用すること等が挙げられます。なお、必ずしも林外に搬出する必要はなく、林内での土留め、階段、作業道の路肩補強、獣害防止のための資材として活用しても差し支えありません。
メ-0022	資源活用取組の実績の報告はどのようにすればよいですか。	資源活用取組の実績は、利用の内容と写真及びその他参考資料の提出により報告してください。様式は基本的には作業写真整理帳(活動場所ごとの作業写真)の様式を用いてください。
メ-0023	地域活動型(竹林資源活用)においては、長期間にわたり手入れがされていない里山林の中にある竹や笹が対象であると考えてよいか。	そのとおりです。本メニューは、放棄され、倒れた竹や枯れた竹が放置され竹林内に入ることも難しいような荒廃竹林の整備や、針葉樹林や広葉樹林のみの里山林に拡大してしまった竹林(侵入竹)の整備を想定しております。
メ-0024	複業実践型の間伐材等の搬出量の数値目標は、本数間伐率で2割を目安として、活動組織が任意で設定できるという理解でよいですか。	御理解のとおりです。
メ-0025	地域活動型(森林資源活用)において、竹の活用(タケノコの収穫等)を素材利用取組の実績としてよいですか。	地域活動型(森林資源活用)のメニューですので、まず第一に樹木の活用を検討してください。そのうえで、現地の地形や森林の状況等から針葉樹・広葉樹の活用が難しいと判断される場合は、その理由を第三者に説明できる形で整理したうえで、針葉樹・広葉樹以外の利用も対象として差し支えありません。
メ-0026	地域活動型(竹林資源活用)において、針葉樹・広葉樹の活用を素材利用取組の実績としてよいですか。	地域活動型(竹林資源活用)のメニューですので、まず第一に竹の活用を検討してください。そのうえで、現地の地形や竹林の状況等から竹の活用が難しいと判断される場合は、その理由を第三者に説明できる形で整理したうえで、針葉樹や広葉樹の利用も対象として差し支えありません。
メ-0027	複業実践型の「構成員平均で年70日以上」の要件は、活動森林の面積に関わらず一定ですか。	そのとおりです。
メ-0028	複業実践型の「構成員平均で70日以上」との要件について、対象となる作業は何ですか。	対象となる作業は、森林整備作業のほか、活用に係る現場での実作業等です。
メ-0029	機能強化で行う歩道・作業道の作設・改修について、メインメニューと組み合わせた場合に限り実施できとのことでしたが、交付対象となる場合を教えてください。	具体的には以下の場合が対象となります。 ①メインメニューの作業に加え、メインメニューの実施区域内又はそこへ到達するための歩道・作業道を作設・改修する場合 ②メインメニューの作業に加え、2年目以降にメインメニューを実施する予定の区域内又はそこへ到達するための歩道・作業道を作設・改修する場合
メ-0030	地域活動型(森林資源活用)において、当年度中には「資源活用取組」はできないが、翌年度には可能な場合は、交付対象となりますか。	「資源活用取組」は、原則として当年度中に行っているいただきますが、利用の仕方により処理後に利用までに時間がかかる場合は、当年度は処理まで行い、利用は

		翌年度以降ということでも差し支えありません。 (例)薪として利用する場合、当年度中に薪割りまで行い、その後、1年程度乾燥させ、翌年度に薪として利用するといった場合は、交付対象となります。
メ-0031	獣害対策や防火帯の設置は交付対象となりますか。	本交付金は里山林の整備・活用を通じて、森林の多面的機能の発揮や地域の活性化を図る事業であり、獣害対策や防火帯の設置のみでは対象となりません。
メ-0032	空間利用は、必ずイベントを開催しなくてはならないのでしょうか。	イベントの開催は必須ではありません。
メ-0033	空間利用は、地域住民が散策に利用しているといった実績でもよいですか。	地域住民が散策に毎日利用しているといったことでも空間利用となります。
メ-0034	景観利用については、観光地でなく、景観が売りではないところでは、交付対象外でしょうか。	活動森林を含む一帯の景観が利用されていることが地域で認知されている場合は対象として差し支えありません。
メ-0035	「空間利用」について、回数の要件はありますか。	本事業の趣旨を踏まえた「空間利用」に取り組んでいただければ、回数の要件はありません。
メ-0036	これまでは1年目刈り払い、2年目除伐、3年目間伐などと、作業内容が異なっている必要があったと思うが、地域活動型では今後、毎年資源利用が伴う作業内容としなければならないのでしょうか。	「資源利用の取組」は、原則として毎年度行っていただくこととなりますが、利用の仕方により処理後に利用までに時間がかかる場合は、当年度は処理まで行い、利用は翌年度以降ということでも差し支えありません。従って、例えば、1年目は竹林の除去、2年目に広葉樹の地拵・植樹、3年目に下刈等という活動計画の場合等、2年目、3年目の資源利用が難しい場合は、1年目は伐採で生じた竹を短く裁断するか、割るところまで行い、2年目と3年目は、1年目に生じた竹を竹炭にする、といった活動計画でも交付対象となりますので、活動森林の状況に応じて計画いただくようお願いします。
メ-0037	複業実践型の「構成員平均で年70日以上」の要件について、従業員や社員のうち、活動計画に係る作業(交付金の対象となる作業)に参加する者の平均活動日数が70日以上であれば要件を満たすと考えてよいですか。	そのとおりです。
メ-0038	令和6年度まで地域環境保全タイプ(竹林整備・侵入竹除去)を3か年度実施した森林で、令和7年度から地域活動型(竹林資源利用)を実施することは可能ですか。	可能です。ただしその場合、資源活用の取組としては、素材としての利用のみが対象となります(空間利用又は景観利用は対象外となります)。
メ-0039	地域活動型(竹林資源活用)における資源活用の取組について、タケノコ生産・活用は素材としての利用として認められますか。	認められます。なお、タケノコ生産・活用はあくまでも資源活用の取組であり、メインメニューである竹林整備の作業は適切に実施していただくようお願いします。
メ-0040	地域活動型(竹林資源活用)で伐竹を竹林内でチップ化して肥料としたり、竹林内の作業路等に撒いて利用するといったことは、資源活用の取組(素材としての利用)として認められますか。	認められます。
メ-0041	地域活動型での利用数量は全く自由と考えてよいか。例えば、竹林から竹を切り出して流しそうめんを行えばそれでも可能ですか。	本事業の趣旨を踏まえた利用に取り組んでいただければ、数量の要件はありません。
メ-0042	除伐、下刈、植栽等の活動のみで、素材としての利用が期待できそうにありません。交付対象外でしょうか。	資源活用の取組(素材としての利用)を行えない場合は交付対象外となります。 ただし、素材としての利用は、丸太や竹そのものに限らず、特用林産物や枝条・落葉等も含まれます。加えて、森

		林内での土留め、階段、作業道の路肩補強、垣根等の資材、農業用資材として活用することも対象としますので、活動森林の状況を見ながら検討いただくようお願いします。御質問にある活動であれば、例えば除伐で生じた枝条を利用して、焚き付けや子どもたちの木工の素材等に利用する、あるいは下刈りの際に保存したい植物の脇に立てておき誤刈防止の目印とする、といったことも考えられます。
メ-0043	令和7年度から新たに活動を始める場合、「資源活用の取組」として、「素材としての利用」が難しいので、「空間利用」又は「景観利用」を報告してもよいですか。	令和7年度から新たに活動を始める場合は、「資源活用の取組」としては「素材としての利用」の報告をお願いします。

資機材等整備

問番号	問	答
機-0001	購入した資機材等の取扱いについて教えてください。	購入した資機材等は購入直後から活動組織の所有となりますが、機材・施設の種類ごとに農林水産省が定める処分の制限期間があり、中には活動計画期間である3か年度より長い処分制限期間が設定された機材・施設もあり、その期間は、売ったり、譲ったり、捨てたりできませんので注意してください。購入した資機材等は、適切なメンテナンスを行って長く使用することが前提です。 なお、本交付金で購入した資機材等であることがすぐに判別がつくように保管・活用するとともに、盗難に十分に警戒していただき、必要に応じて施錠等の対策を講じるようお願いします。
機-0002	あずまやや炭焼き小屋を設置したいが、以下の場合に交付金の対象となる範囲を教えてください。 ①資材を購入し、自分たちで設置する。 ②資材を、設置も含めて購入する(業者が設置する)。	①購入する資材のみ資機材等整備で交付対象として差し支えありません。しかし、設置する際の日当等の人件費は交付対象外です。 ②設置費用も含め、全て資機材等整備で交付対象として差し支えありません。
機-0003	資機材を購入する際には必ずリースと比較しなくてはならないのですか。	原則としてリースと比較してください。ただし、地域において、リース事業者がいなかったり、遠方のために容易に利用できない又は現実的ではないことが明らかだったりするものは比較しなくても差し支えありません。
機-0004	機材の交換部品を購入してもよいですか。	機材が本交付金又は「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」で購入した機材であって、軽微な部品購入であれば、消耗品として購入して差し支えありません。
機-0005	ボルト、釘、ネジ等のパーツは、消耗品として扱うべきですか。	獣害防止柵やあずまや、炭焼き小屋の設置のために、他の資材と合わせて購入する場合は資機材等整備の対象として構いません。他方、メンテナンス等のためにボルト、釘等を単独で購入する場合は消耗品として扱ってください。
機-0006	消耗品や資機材として中古品を購入できますか。	消耗品や資機材は新品の購入に限り対象とします。中古品の購入はその物品の取得の経緯の他、状態や適正な価格が不明確であるため対象外です。

機-0007	資機材等整備において「あずまや」、「炭焼き小屋」、「移動式の簡易なトイレ」、「薪ストーブ」、「薪ボイラー」を設置する際の注意事項について教えてください。	【あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)・炭焼き小屋】 ・資材だけ購入して活動組織自身で設置する場合、資材費は交付対象となりますが、設置に係る人件費は対象外です。 ・資材だけでなく、設置費込みで購入する場合は、設置に係る人件費を含めた設置費を資機材等整備の対象として差し支えありません。 ※あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)に関しては、あくまでも休憩や作業を行うための簡易な建物を想定しており、トイレの設置、電気の引き込み、水道工事等の付随的な工事は交付対象外です。 【移動式の簡易なトイレ】 ・購入費に限ります。尿尿の処理にかかる支出は対象外です。 【薪ストーブ・薪ボイラー】 ・設置場所に注意してください。活動組織の事務所、不特定多数が利用する施設(公共施設でなくとも差し支えありません。)に設置するものは交付対象、個人宅へ設置するものは対象外です。 ・地域協議会へ申請書類を提出する際に、できるだけ設置場所や構造図等を添付するようにしてください。 ・使用する薪の50%以上は活動森林から得た薪である必要があります。
機-0008	資機材等整備で購入できる上限額はありますか。	交付額は、1活動組織当たり年間500万円が上限であり、必ずメインメニューを行う必要があります。また、購入する資機材は活動規模に見合うものである必要があります。したがって、資機材等整備としては購入できる上限額は定めていませんが、これらのことを踏まえると、ある程度の上限は出てくるものと考えます。

活動推進費

問番号	問	答
推-0001	「活動推進費」は、どのような活動が対象となるのですか。	活動推進費は、活動計画の改定に係る取組が対象であり、現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等が該当します。例えば、 ・活動森林の測量・調査に関する取組(申請時にあいまいだった境界を改めて確認する、土砂崩壊の危険箇所を見つけ作業区域から除くために面積を測量する、等) ・活動森林の被害状況の調査に関する取組(台風後に活動森林の被害状況を調査する、病虫害の被害木を発見し、活動森林の全域で病虫害の状況を精査する等) ・活動森林内の森林資源の調査に関する取組(樹種や森林蓄積等を調査する、活用資源となり得る草木、生物、特用林産物を調査する等) ・活動森林の拡大に関する取組(隣接森林の所有者の探

		索・調整に係る作業等) ・活動計画の実施に当たって行う試験的な取組 ・活動計画の幅を広げるために行う森林整備及び資源活用に係る研修の受講(※) 等が考えられます。 ※ 研修を受講する場合の日当が対象となります。参加費(受講料)は対象外です(日当を各個人が参加費(受講料)に充てることは差し支えありません)。
推-0002	活動推進費について、交付単価に満たない場合でも、交付単価で要求できますか。	活動推進費については、交付単価に満たない場合は、実際にかかる費用で要求してください。
推-0003	活動推進費については、どのような活動記録を残せば良いですか？	活動中の写真を撮影してください。対象となる活動のうち、試験的な取組等、作業前後の比較が可能なものについては、作業前後の写真も撮影してください。基本的には、メインメニューや機能強化と同様な活動記録を保存してください。
推-0004	過去に「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」で活動した森林について、複業実践型を行う場合、活動推進費の対象となりますか。	活動推進費の交付を受けた際の活動計画に記載のあった活動森林については対象外とします。

採択申請

問番号	問	答
申-0001	活動森林の面積を図上で計測する(図測)方法を教えてください。	縮尺 5,000 分の1またはそれより大きい(詳細な)縮尺の図面を用いて、プランメーターにより計測する方法が考えられます。
申-0002	活動森林の面積の単位を教えてください。	面積は ha 単位としてください。
申-0003	活動森林の面積の値の小数点の扱いについて教えてください。	小数点は、小数点以下第2位を切り捨ててください。ただし、小数点以下第2位を切り捨てた面積が 0.1ha 以上であって、面積測定の精度が担保されていると地域協議会が判断する場合は、小数点以下第2位まで記載して差し支えありません。
申-0004	機能強化を行う場合、距離の単位を教えてください。	距離は m 単位としてください。
申-0005	機能強化を行う場合、距離の小数点の扱いについて教えてください。	小数点は、小数点以下第1位を切り捨ててください。
申-0006	機能強化を行う場合、決められた規格はありますか。	本交付金としては規格は定めていません。各都道府県における森林作業道作設に係る資料を参考としてください。
申-0007	森林所有者と活動組織の間で締結する協定の対象期間はどの程度設定すればよいですか。	少なくとも交付金で活動する期間が収まるように設定してください。なお本交付金は、交付が終了した後も活動が継続されることを目的としているため、協定の対象期間はできるだけ長く設定されることが望ましいです。

申-0008	本交付金の申請にあたり、必ず森林所有者と活動組織の間で協定を締結しなくてはならないのですか。	原則として締結してください。森林所有者が活動組織の構成員の場合であっても、活動組織とその構成員との間で協定を締結してください。 ただし、活動組織と森林所有者が同一である場合に限り、協定締結は不要です。この場合は、登記簿等、所有や権原が確認できるもので代えて差し支えありません。
申-0009	地方公共団体が所有する森林で活動したいのですが、活動期間を対象期間とする協定は締結できないと言われました。この森林を活動森林として申請することはできないのですか。	森林所有者が都道府県や市町村の場合は、複数年に渡る協定を締結できない、又は民間団体等と森林の活用に関する協定を締結する制度が無いために協定を締結できない場合があります。この場合は、協定書に代わるもの(利用許可書等)及び締結できない理由を説明した資料を地域協議会に提出していただいた上で、地域協議会において活動期間中は活動できると判断されれば、申請は可能です。
申-0010	活動したい森林が点在しています。全ての面積を足し合わせれば0.1ha以上となるのですが、交付対象となりますか。	原則として、点在しているそれぞれの森林について、1箇所でも0.1ha以上ある場合に交付対象となります。また、点在している森林であっても一続きとみなすことができれば、該当する森林全体で0.1ha以上あれば交付対象となります。
申-0011	活動森林について、1年目を地域活動型(竹林資源活用)、2年目と3年目を地域活動型(森林資源活用)として計画してもよいですか。	差し支えありません。その場合は、メインメニューの交付額は、1年目は、地域活動型(竹林資源活用)の1年目の単価を、2～3年目は、地域活動型(森林資源活用)の2年目又は3年目の単価を用いてください。
申-0012	地域活動型で活動したい森林について、一部だけが竹林に覆われています。この場合どのように申請すればよいですか。	竹林に覆われている部分の面積を実測し、その面積を地域活動型(竹林資源活用)として申請してください。
申-0013	例えば、活動森林を3つの区域に分けて、年度ごとにそれぞれの区域で作業するとした場合、各年度の申請では、交付対象森林面積をどのように計上して採択申請すればよいですか。	その年度に実際に作業を行う範囲の面積を計上して申請してください。例えば7haの活動森林を1年目に2ha、2年目に3ha、3年目に2haと分けて作業する場合は、毎年度7haを計上するのではなく、例えば1年目は「2ha」、2年目は「3ha」、3年目は「2ha」と計上して採択申請してください。

使 途

問番号	問	答
使-0001	本交付金を使って活動森林に特用林産物等を植栽してもよいですか。	里山林としての整備・活用されていると認められる範囲内であれば、特用林産物等を植栽して差し支えありません。例えば、現状生育しているスギ、ヒノキ等の針葉樹や、コナラ等の広葉樹の樹下に果樹や山菜の苗を植えるといった程度であれば差し支えありませんが、一定の範囲を全面的に伐採し、その跡地にクリやカキ等の果樹やワラビ等の山菜を一面に植栽するといったような場合は、実質的には里山林とは認められませんので、交付対象外となります。

使-0002	地域活動型の活動内容に記載されている「処理」とは、どのような作業が対象となりますか。	基本的には、切断・破碎等、簡易な一次処理に係るものであり、活動森林内またはその近傍で行われる作業が対象です。 例えば、薪やしいたけ原木や伝統工芸品の原料その他利用のために伐採した丸太や枝条を一定のサイズにするための切断(チップ化を含む)が該当します。なお、木炭としての利用に限り、切断後の炭焼きに係る部分も対象となります。 ただしブリケット製造(チップを高圧で薪状に固める装置)やペレット製造は、二次加工に当たるものとして、対象外です。
使-0003	地域活動型(森林資源活用)と、地域活動型(竹林資源活用)の間で、予算を流用することはできますか。	メニュー間の流用はできません。 例えば、申請時に、地域活動型(森林資源活用)を1haとして120,000円、地域活動型(竹林資源活用)を1haとして332,000円、合わせて452,000円を交付申請して採択されたあと、森林資源活用が80,000円で済んだので、差額の40,000円を竹林資源活用の日当に充てることとして、竹林資源活用を372,000円として実績報告する、といったことは認められません(竹林資源活用の単価が国の交付単価を上回ってしまうため)。この場合は、森林資源活用の実績として80,000円、竹林資源活用の実績として332,000円、と実績報告します。 なお、燃油代等、メニューごとに区別して計上することが困難なものに関しては、どちらかのタイプに一括計上したり、両方のタイプに按分して計上したりすることは差し支えありません。
使-0004	活動の際、熱中症や脱水症状の防止のために、水や氷、スポーツドリンクを購入したいのですが、対象となりますか。	水や氷、スポーツドリンク(塩等の調味料やはちみつ等の食品も含む)等の食糧・飲料を交付金で支出することはできません。ただし、参加者個人に支払われた人件費の用途については個人の自由ですので、日当で水やスポーツドリンク等を購入することについては差し支えありません。
使-0005	エピペン(ハチアレルギージョックを防ぐための注射器)の購入は交付金の対象となりますか。	エピペンは医薬品であり、対象外です。
使-0006	救急箱や救急セットは交付金の対象となりますか。	救急箱や救急セット、その他医薬品は交付金の対象外です。
使-0007	蜂よけスプレーや熊よけスプレーは対象となりますか。	各地域協議会に相談してください。
使-0008	活動を外部委託してもよいですか。	原則として外部委託はできません。ただし、活動計画に位置付けた作業の一部であって、専門的な知識や技術がなければ実施が難しい作業については、外部委託しても差し支えありません。例えば、大径木化した広葉樹の伐採や急斜面等に繁殖した荒廃竹林、その他の危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業などの特別な場合は、森林組合やその他素材生産事業者などへ外部委託ができます。

使-0009	外部委託する際の注意点を教えてください。	原則として、交付額の全額を外部委託に充てることはできません。ただし、活動組織において実施可能な作業を活動森林内で十分に実施した上で、活動計画上、外部委託が必要な作業かつ交付額全額を超えるような高額な作業である場合は、交付額全額を外部委託に使用して差し支えありません。 なお、外部委託する場合でも、交付金による活動であるため、証拠となる写真の撮影や整理は必要です。外部委託をする場合は、委託先に対し、作業前後及び作業中の写真等を確実に撮影させるようにお願いします。
使-0010	活動森林の賃借料や、薪割り・炭焼きの作業に必要な土地の借上料は、交付金の対象となりますか。	土地の借上料は対象外です。
使-0011	活動組織が安全講習等を行う場合に、外部の専門家に講師を依頼する際の謝金や旅費は、交付金の対象となりますか。	対象となります。
使-0012	作業を行うため、参加者が活動森林に集まるために係る交通費は、交付金の対象となりますか。	作業を行うために、活動組織の構成員やその他参加者が活動森林に集まるために必要な交通費は交付金の対象となります。基本的には公共交通機関の利用を前提とし、かつ合理的な経路での移動に係る交通費が対象となります。なお高速道路料金等自動車移動に係る費用については、公共交通機関の利用と比較して安価であると認められる場合に交付金の対象となります。
使-0013	傷害保険は年間契約でも交付金の対象となりますか。	傷害保険の年間契約に係る費用も交付金の対象として差し支えありません。 なお、保険の種類(イベント保険等)によっては、結果として年間契約のほうが高くつく場合も考えられますので、御注意ください。
使-0014	作業記録や実績報告のための資料作成等の事務作業の人件費や消耗品費についても交付金の対象となりますか。	交付金の対象となりますが、写真の整理や金銭出納簿及び活動記録等の作成がしっかりと行われていることが条件です。
使-0015	活動組織が安全講習やその他受験や講習料は対象となりますか。	対象外です。
使-0016	活動組織内で安全講習等を行うため、講師役の者が事前に外部講習に参加する場合、交付金の対象となりますか。	活動組織が内部で安全講習等を行う場合、講師役となる構成員が外部講習を受ける際の費用のうち、旅費、日当は、人件費として、交付金の対象として差し支えありません。なお受講料は対象外としますが、参加者個人に支払われた人件費の使途については個人の自由としているところであり、日当から受講料を支出することについては差し支えありません。
使-0017	伐採した木は、森林内に置かずに、搬出して、廃棄物として焼却等の処理をしたいが、交付金の対象となりますか。	活動組織自らが、廃棄物として焼却等の処理をする場所まで搬出する際に必要となる人件費及び燃油代が交付対象です。ただし、原則として、同じ都道府県内の一般道による運搬に限りますが、以下に該当すると地域協議会が認めるものは交付対象となります。 ・搬出先が都道府県境をまたぐが、活動森林の所在する市町村の隣接市町村である場合の人件費及び燃油代 ・地域事情等を踏まえ交通安全等を考慮した結果、高速道路及び有料道路を使うことが妥当である場合の通行料

使-0018	交付対象となる使途(人件費、燃油代等)の例を教えてください。	交付対象となる使途は以下のとおりです。 【人件費】 ○活動組織による竹・雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、植栽、枯損木の除去・集積・処理、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、間伐木の伐採・搬出・処理、調査等に対する日当 ○活動組織による森林外における薪・炭づくり作業に対する日当 ○講習を依頼した外部講師等の謝金 ○歩道や作業道の作設・改修、獣害防止柵の設置・補修、そのための調査等の日当 ○本交付金の活動のための写真の整理や、金銭出納簿・活動記録等の作成に対する日当 ○参加者の自宅から対象森林までの電車・バス代等 ○招聘した講師のバス・電車代等 ○活動組織と地域外関係者との打合せに係る活動組織の構成員の日当 ○地域外関係者を受け入れる作業現地の環境整備に係る日当 【燃油代等】 ○チェーンソーや刈払機、林内作業車等の燃料代 ○移動や輸送のための車両の燃料代(参加者の自宅から現場への移動のためのガソリン代も含みます) ○伐採した雑草木を廃棄物として処理する際の搬出の際の燃料代(同一都道府県内)
使-0019	活動組織が資機材を購入する際、支払いに係る振込手数料、代引手数料は、交付金の対象となりますか。	振込や代引手数料は対象外です。
使-0020	活動組織が構成員等に日当を銀行振込で支払う際、振込手数料は交付金の対象となりますか。	振込手数料は対象外です。
使-0021	活動組織が法人等の場合、本交付金の活動のために雇用した作業員の人件費は対象となりますか。	民間企業や森林組合等がこの事業のために雇用した作業員の人件費であれば、社会保険料を含めて対象として差し支えありません。加えて、傷害保険等の保険料も対象して差し支えありません。
使-0022	賃借料とは具体的にどのようなものが対象ですか。	賃借料は、各メニューの活動内容の実施に必要な車両や機材の賃借料を対象としています。土地や事務所に係る賃借料は対象外です。
使-0023	活動組織の構成員が、活動組織内で行う講習の講師となるために外部の研修・講習を受講する際の受講料は交付対象になりますか。	対象となります。なお、資格取得のための受験料、受講料は交付対象外です。
使-0024	活動組織である企業等が、その雇用する従業員を交付金事業に従事させる場合について、以下の人件費の基準を教えてください。 ①林業を本業とする企業等が技術を要する作業に従事させる場合 ②林業を本業とする企業等が一般の作業に従事させる場合 ③林業を本業としない企業等が一般の作業に従事させる場合	①～③について、原則、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に示された方法で算定します。ただし、②、③については各都道府県で定められている二省協定単価を上限とします。なお、人件費を二省協定単価と同額まで引き上げる場合は、企業で法定福利費を負担している必要があります。

使-0025	機能強化メニューに係る講習の受講に係る人件費や、機能強化メニューの作業を行う場合の傷害保険に係る保険料は、メインメニューの対象となりますか。	どちらもメインメニューの対象となります。 なお、機能強化メニューでは、機能強化メニューに係る講習の受講に係る人件費は対象外ですので注意してください。
使-0026	地域活動型で要件となっている資源活用取組として、令和6年度から活動を継続する場合に限り空間利用や景観利用も対象となることだが、空間利用自体にかかる経費(森林環境教育のイベントに係る費用や、講師への謝金等々)は、交付金の対象になるでしょうか。	空間利用自体に係る経費は対象外です。
使-0027	複業実践型において、安全衛生装備の価格は、資機材等整備に計上すればよいか。	複業実践型においては、安全衛生装備は定額で、メインメニューの単価や資機材等整備とは別枠で支援することとしております。 様式上は、採択申請書において、複業実践型の単価の欄の下に安全衛生装備の費用を記入する欄を設けておりますので、そこへ記入するようお願いいたします。
使-0028	複業実践型において、伐採作業を行う者は「チェンソーによる伐木等特別教育」の受講が必要となりますが、受講に係る費用(受講料・旅費・日当)は交付金の対象となりますか。	「チェンソーによる伐木等特別教育」の受講に係る費用は、全て交付金の対象外です。
使-0029	関係人口創出・維持により作業に参加した地域外関係者の作業日当日の日当・旅費は、メインメニューから支出できますか。	関係人口創出・維持により作業に参加した地域外関係者の作業日当日の日当・旅費は、メインメニューの対象として差し支えありません。 ※地域外関係者への日当・旅費は、作業当日分の日当・旅費のみで、メインメニューからの支出に限ります。作業の事前打ち合わせのためであっても、地域外関係者の日当・旅費は、メインメニューでも関係人口創出・維持メニューでも対象外となりますので御注意ください。
使-0030	外部委託及び資機材等の購入について、契約方法や購入先について条件はありますか。	各地域において、一般的で妥当と認められる価格で発注・購入されていれば、契約方法や購入先について特に条件はありません。

モニタリング調査

問番号	問	答
モ-0001	モニタリング調査の実施の際に注意すべき主な点を教えてください。	モニタリング調査の方法によっては、天候や時間帯の影響を受けて結果が変わることがあり、調査結果の比較ができず、効果を把握できないこともあります。このため、モニタリング調査はできる限り同じ天候、同じ時間帯で行うようにしてください(したがって、初回調査の際には、調査日、調査時刻、天候、気温等、調査結果に影響を及ぼすと考えられる要素を忘れずに記録してください)。さらに、調査方法によっては季節の影響も受けます。その場合は、年次調査は、初回調査と同じ時期に行ってください。その際、年度内に調査を行わず、翌年度に調査を行わなければならないこともあります。やむを得ないものとして、事前に地域協議会に相談し、

		承諾を得た上で、翌年度に年次調査を実施してください。年次調査が終わり次第、モニタリング結果報告書を提出してください。
モ-0002	本交付金の審査を受ける前からモニタリング調査を行い、その結果を初回調査としたいのですが、問題はありませんか。また、交付金の対象となるでしょうか。	調査方法が「モニタリング調査ガイドライン」の「具体的な調査方法例」に記載のある調査方法であって、採択の前年度以降に実施した調査の結果であれば、初回調査の結果として活用して差し支えありません。なお、「具体的な調査方法例」に記載のない調査方法であっても認められる場合がありますので（「独自の目標・調査方法の提案について」を参照）、事前に地域協議会に御相談ください。なお交付金の対象とはなりませんので、注意してください。
モ-0003	モニタリング調査の調査方法上、初回調査を1年目の作業後の時期に行う必要があります。この場合、初回調査と年次調査をどのように行えばよいでしょうか。	事前に地域協議会に相談し、承諾を得た上で、1年目の年次調査を以て初回調査として差し支えありません。
モ-0004	モニタリングの調査方法を2年目以降に変更し、調査区を変更することは可能ですか？	目標林型の実現に向けて必要であって、見直し後の調査方法も適切であれば、地域協議会の承諾を得た上で、2年目以降に調査方法を変更しても差し支えありません。調査方法を変更したい場合は、地域協議会に理由を説明し、承諾を得てください。 なお、調査方法を変更した場合は、改めて初回調査を実施する必要がありますので、御注意ください。
モ-0005	活動森林のうち、作業する区域を3年間で徐々に広げていく場合、モニタリング調査はどのように行えばよいですか。	以下の2パターンが考えられます。森林の状況、調査方法、活動組織としての取り組みやすさを考慮して調査方法を検討してください。 【区域ごとに調査区を設定する場合】 各年度ごとに作業区域を分ける場合です。1年目は、1年目に作業する区域Aに調査区aを設定し、初回調査、年次調査を行います。2年目は、2年目に作業する区域Bに調査区bを設定し、初回調査、年次調査を行います。3年目は、3年目に作業する区域Cに調査区cを設定し、初回調査、年次調査を行います。 この場合、各年度で数値目標を達成する必要があります。 【調査区を1つだけ設定する場合】 明確に作業区域は分けないが、徐々に作業区域を広げる場合です。1年目は、調査区aを設定して初回調査を行い、調査区aで作業した後、年次調査を行います。2年目は、調査区aから範囲を広げて作業を行います。年次調査は調査区aで行います。3年目は、さらに範囲を広げて活動森林全域になるように作業を行い、調査区aで年次調査を行います。 この場合、毎年度のモニタリング調査報告書において、目指す活動が対象森林の何割で達成されているのか、概ねの達成状況を報告してください。

モ-0006	初回調査後に設定した数値目標は変更できますか。	年次調査の結果を踏まえて活動計画を見直す中で、必要があれば、数値目標を変更しても差し支えありません。数値目標を変更する場合は、合理的な理由を地域協議会に示し、地域協議会から承諾が得られれば、変更することができます。 ※数値目標は、交付期間内で達成する必要がありますが、安全に作業できる範囲内で達成できる数値を設定してください。交付期間内で達成すればよいため、1年目や2年目で達成できなくとも差し支えありません。
モ-0007	数値目標と言われても、決め方がよく分かりません。どうすればよいですか。	地域協議会のスタッフや、地域協議会が派遣するアドバイザーに助言・指導を求めることができます。まずは、地域協議会に相談してみてください。
モ-0008	胸高直径はどのように計測すればよいですか。	輪尺や直径メジャーを使って、地面から一定の高さで木の太さを計測します。 直径は、樹木の生えている場所、活動森林がある地方や、樹木の状態によって測り方が異なります。 A. 平地に生えている場合 北海道…地表面から 1.3m の高さを計測 それ以外…地表面から 1.2m の高さを計測 B. 斜面に生えている場合 北海道…斜面上側(山側)の根元の地表面から 1.3m の高さを計測 それ以外…斜面上側(山側)の根元の地表面から 1.2m の高さを計測 C. A、B の高さより低い位置で途中で木が折れ曲がっている場合 北海道…根元から幹に沿って 1.3m の位置を計測 それ以外…根元から幹に沿って 1.2m の位置を計測
モ-0009	調査区は森林の標準的な場所に設置することとされていますが、活動森林内で、標準的な場所がよくわかりません。	地域協議会のスタッフや、地域協議会が派遣するアドバイザーに助言・指導を求めることができます。まずは、地域協議会に相談してみてください。

実績報告

問番号	問	答
報-0001	交付金の支出は、メニューごとに整理する必要がありますか。	交付金の支出は、各メニューの単価を超えた支出となっていないことを確認するために、メニューごとに整理してください。ただし燃油代等、メニューごとに区別して計上することが困難なものに関しては、どちらかのタイプに一括計上したり、両方のタイプに按分して計上したりすることは差し支えありません。
報-0002	本交付金の活動に係る口座に付与された利子はどのように取り扱えばよいですか。	経理上は「その他の収入」として処理してください。なお本交付金の趣旨を踏まえれば支出してかまいません。

報-0003	活動組織が構成員に日当等を振り込む際の振込手数料については交付対象になりますか。	交付対象外です。
報-0004	構成員が活動のために公共交通機関を利用する際、近距離の場合は領収書が発行されないが、実績報告の際に、何を提出すればよいですか。	インターネット上の経路検索サイトやアプリ等を使って出発地から目的地までの交通費を検索した結果を印刷したものを提出してください。
報-0005	集合写真や活動場所ごとの写真は、活動日のたびに毎回撮影しなければならないのですか。	【集合写真】 活動日毎に毎回撮影してください。活動の有無を問われた際に、参加者や人数を示す証拠資料となります。 【活動場所毎の写真】 毎回撮影する必要はありませんが、場所毎に、手を付ける前の状況、作業をしている様子、作業により変化した状況が分かるように写真撮影してください。その場所が作業前後で変化した事実や、実際にその場所で作業をしたことを示す証拠資料となります。
報-0006	集合写真や活動場所毎の写真以外で、撮影しておくべき写真はありますか。	以下の写真を撮影してください。 ・外部委託の作業前、作業中、作業後の写真(外部委託があった場合) ・森林整備以外の交付対象となる活動(機能強化による作業、作業後の草木の搬出や、伐木・伐竹の搬出・輸送作業、処理作業(薪づくり・炭焼き・チップ等)の写真及びできた薪、炭、チップ等の写真 ・購入物品の写真(消耗品・資機材等購入した場合) ・資源活用の取組(素材としての利用状況等)が分かる写真
報-0007	活動場所毎の作業写真は、何か所で撮影すればよいですか。	活動場所毎の作業写真は、原則として小班や地番毎に1箇所撮影してください。ただし、小面積の小班や地番が多くある場合は、同じような森林の状況であれば、いずれかのひとつの小班・地番で撮影しても差し支えありません。 なお、機能強化タイプの場合は、起点、終点を撮影するとともに、起点と終点の間は、500m ごとに1箇所程度で写真を撮影してください。
報-0008	概算払を受けましたが、交付金を使い切れませんでした。この場合はどのような手続きをすればよいですか。	活動組織において、概算払を受けた額が余った場合は、要領別紙のⅢ 第4の5に従って採択変更申請又は届出を行うとともに、地域協議会へ余った額を返納してください。
報-0009	消費税の取扱について注意すべき点がありますか。	収益事業を行っている団体等については、本交付金に係る消費税仕入控除税額があり、その金額が明らかな場合は、申請時又は実績報告時にその額を減額して申請してください。 ※ 基本的に、本交付金の交付を受けるために設立された活動組織は該当しないことがほとんどですが、収益事業を行っている団体や法人は該当します。自身の団体が該当するかわからない場合は、税務署等に問い合わせ確認してください。
報-0010	構成員に日当を支払う際に、領収書等は必要ですか。	必要です。なお、コピーを実績報告時に提出願います。
報-0011	交付金に係る源泉徴収を行う必要がありますか。	活動組織によって異なるため、各地域の税務署に相談してください。

報-0012	本交付金の活動により収入を得てもよいですか。	地域活動型については差し支えありません。 複業実践型については、複業実践型を実施した森林において1ha 当たりの間伐材の売上額が以下の額を上回った場合は、翌年度以降の交付額は0円となります。 初年度:1,053,000 円/ha、 2年目:1,008,000 円/ha、 3年目:966,000 円/ha												
報-0013	機能強化を申請する際及び実績報告する際の延長(距離)の求め方について教えてください。	申請時と実績報告時の延長の求め方は以下のとおりです。なお、実績報告時の延長が申請時の延長より長い場合でも、交付額は申請時の延長により算定しますので注意してください。 【申請時】 機能強化を申請する際の延長は、5000 分の1の図面等でキルピメーターやものさし等により測定した値または地理院地図(国土地理院)等、ウェブ上の地図サービスを利用して計測した値を用いてください。このとき、申請する延長が実際に作設・改修する延長よりも過大にならないよう注意します。もし採択後に現地を確認した結果延長を変更する場合は、変更承認申請を提出し、承認された後に活動を開始するようにしてください。 【実績報告時】 作業終了後に巻尺等で作設・改修した延長の斜距離を実測し、水平距離に換算した値を実績の延長として報告します。 ※水平距離への換算は、実測した斜距離に、以下の補正係数を掛けてください。 <table><tr><td>斜度</td><td>補正係数</td></tr><tr><td>5°未満</td><td>0.9962</td></tr><tr><td>5°以上 10°未満</td><td>0.9848</td></tr><tr><td>10°以上 15°未満</td><td>0.9659</td></tr><tr><td>15°以上 20°未満</td><td>0.9397</td></tr><tr><td>20°以上</td><td>0.8192</td></tr></table> ※斜度(勾配)は、例えば、以下の方法で測定できますので、参考としてください。 用意するもの:分度器(本Q & Aの最後にある簡易測定用の半円を印刷して切り取り、段ボール等に貼り付けたものでも代用できます)、たこ糸、重り、テープ 測定方法: ①分度器の下部中央(扇で言う要の部分)に、重りを付けたたこ糸をテープで固定して簡易測定器具を作る。 ②①の器具を持って、斜度を測りたい道の中で、平均的な斜度と見受けられる区間の下端に立つ。 ③①の器具の直線部分を目線に沿うように器具を構える ④器具を構えて、②の区間の上端の、自分の目の高さと同じ高さを見たまま、たこ糸を固定する	斜度	補正係数	5°未満	0.9962	5°以上 10°未満	0.9848	10°以上 15°未満	0.9659	15°以上 20°未満	0.9397	20°以上	0.8192
斜度	補正係数													
5°未満	0.9962													
5°以上 10°未満	0.9848													
10°以上 15°未満	0.9659													
15°以上 20°未満	0.9397													
20°以上	0.8192													

	⑤④で固定したたこ糸と、分度器の90度の線がなす角度が斜度となる。
--	--

返還

問番号	問	答
返-0001	交付金の返還の要否はどのように判断すればよいですか。	実施要領別紙のⅢ 第5に基づき判断しますが、例えば ・要件を満たしていなかったのに交付を受けた場合 ・交付対象外の用途への交付があった場合 ・本交付金の交付にふさわしくない用途または物品購入が判明した場合 ・採択された活動計画に沿わない活動を実施して交付を受けていた場合 ・当年度に採択された活動を達成しなかった場合(実績報告を適切に提出しなかった場合を含む)で、概算払を受けていた場合 ・本交付金による活動の翌年度から起算して5年以内に活動森林を森林以外の用途に転用(売却、譲渡、賃貸、地上権設定等)した場合 等の場合は、必要に応じ、遡って交付金の返還を求めますので注意してください。